

【 転出時の役場手続きチェックリスト 】(☆手続きに伴って世帯主が変更した場合は『世帯主変更時の役場手続きチェックリスト』もご利用下さい。)

※必要となる手続き項目にチェックを入れて、ご利用下さい。(リストはあくまで例示です。人によって変わる場合があります。何かご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせ下さい)R6年4月作成

■ 共通の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
☐	転 出 届 (届け書の記入)	転 出 さ れ る は 世 帯 主 又 は 中 人 の 一 人	住民票の異動 (転出証明書発行) ※カード類交付者は下記参照	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類(免許証・パスポート等) ※健康保険証の場合は、年金手帳等もう一つ必要です。 ☐ 代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類	引越し予定日前14日以内又は引越し後14日以内に転出の手続きが必要です。届出が遅れると 5万円以下の過料 に科せられる場合があります。	住民保険課 (庁舎1階) TEL:44-2611

■ 該当者の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
☐	マイナンバー(個人番号)カード・ 住民基本台帳カード	マイナンバーカード・ 住 基 カ ー ド を お 持 ち の 方	住民票の異動 (転出証明書発行なし)	☐ マイナンバーカード・住民基本台帳カード ※暗証番号の入力が必要です。 カードで転出手続きを行います。(転出証明書はお渡ししません。)	転入先で転入手続きと同時に、カード継続 (住所変更)の手続きを行ってください。	住民保険課 (庁舎1階) TEL:44-2611
☐	電 子 証 明 書 (公的個人認証)	電 子 証 明 書 の 交 付 を 受 け て い る 方	電子証明書失効	-	住所の変更と同時に、 自動的に失効 します。再度、交付を希望される場合は、新規申請のお手続きが必要です。	
☐	印 鑑 登 録	印鑑登録をしている方	印鑑登録証返却	☐ 印鑑登録証	印鑑登録は 自動的に抹消 されます。印鑑登録証を返却若しくは廃棄下さい。新たに印鑑登録をされたい場合は、新住所地にで登録をお手続き下さい。	
☐	生 活 保 護	生 活 保 護 を 受 け て い る 方	生 活 保 護 連 絡	● 担当課にご連絡下さい。		
☐	健 康 保 険	国 民 健 康 保 険 者 加 入 者	国民健康保険の 資 格 喪 失	☐ 国民健康保険証 ☐ マイナンバー	国民健康保険証をご返却下さい。	
		後 期 高 齢 者 医 療 保 険 加 入 者	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 の 資 格 喪 失	☐ 後期高齢者医療保険証 ☐ マイナンバー	後期高齢者医療保険証をご返却下さい。	
☐	福祉医療 (子ども・ひとり親・心身障害・重 度心身障害)	福 祉 医 療 給 付 者 受 給 者	福祉医療の喪失届	☐ 福祉医療受給資格証		長 寿 介 護 課 (庁 舎 1 階) TEL : 44-2635
☐	国 民 年 金	国 外 転 出 者	国民年金の資格喪失	☐ マイナンバー (※ その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)		
☐	犬 の 登 録	犬 の 飼 い 主	犬 の 登 録 変 更			
☐	介 護 保 険	65 歳 以 上 の 方	介護保険資格喪失届 介護保険被保険者証返却	☐ 介護保険被保険者証 ☐ マイナンバー	住所地特例対象施設に入所される場合は、転居時と同様の手続きになります。(住所地特例適用届が必要)	
		要 介 護 (支 援) 認 定 者	介護保険資格喪失届 介護保険受給資格証明書発行 その他手続き	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 減免等の認定証 ☐ マイナンバー ☐ 介護保険負担割合証 (※ その他手続き等は人によって異なります。詳しくは担当課まで)	住所地特例対象施設に入所される場合は、転居時と同様の手続きになります。(住所地特例適用届が必要)	

【 転出時の役場手続きチェックリスト 】(☆手続きに伴って世帯主が変更した場合は『世帯主変更時の役場手続きチェックリスト』もご利用下さい。)

※必要となる手続き項目にチェックを入れて、ご利用下さい。(リストはあくまで例示です。人によって変わる場合があります。何かご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせ下さい) R6年4月作成

■ 該当者の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
☐	障 害 者 手 帳	手帳をお持ちの方	居 住 地 変 更	県外への転出(身体障害者身体障害者手帳は奈良市を含む) ☐ 手帳 ☐ マイナンバー	県内(身体障害者手帳のみ奈良市除く)への転出は、新住所地で手続きしてください。	福祉こども課 (庁舎1階) TEL:44-2631
☐	障害福祉サービス	サービスご利用の方	諸 手 続 き	☐ 受給者証(黄色)		
☐	自立支援医療 (精神通院)	受 給 者	諸 手 続 き	☐ 県外…受給者証原本 ☐ 県内…新住所地で住所変更の手続きをしてください。		
☐	児 童 の 手 当 関 係	児 童 手 当 受 給 者	児 童 手 当 の 受 給 事 由 の 消 滅			
☐		児 童 扶 養 手 当 受 給 者	児 童 扶 養 手 当 の 住 所 変 更	☐ 手当証書 (※ その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)		
☐		特 別 児 童 扶 養 手 当 受 給 者	特 別 児 童 扶 養 手 当 の 住 所 変 更	☐ 手当証書 (※ その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)		
☐	保 育 施 設 (保育所・認定こども園等)	保育所・認定こども園等入 所 者 の 居 る 世 帯	保育所・認定こども園 等 退 所 の 手 続 き	● 事前に保育施設に連絡してください。		
☐	幼稚園・小中学校	幼稚園・小中学校 通園・通学の子が 居 る 方	転 校 の 手 続 き・ 保 護 者 変 更 手 続 き	☐ 事前に幼稚園・小中学校に連絡してください。 ☐ 転出届時に住民保険課で受け取った異動通知 (※ 詳しくは担当課まで)		教育総務課 (※別館 コスモスホール奥) TEL:44-2684
☐	妊婦健康診査補助	妊 婦 の 方	妊 婦 健 康 診 査 補 助 券 綴 り に つ い て	☐ 川西町発行の妊婦健康診査補助綴りは、新住所地の妊婦健康 診査担当部署へ提出し、新住所のものと差し替えて貰ってください。		保健センター (※別館 役場より徒歩2分) TEL:43-1900
☐	車 ・ バ イ ク	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(1500cc以下) の所有者	住 所 変 更	☐ 詳しくは担当課まで		税 務 課 (庁 舎 1 階) TEL : 44-2642
☐		軽二輪車 (125cc超250cc以下) の所有者				陸運支局(県内) 奈良運輸支局ヘルプデスク TEL:050-5540-2063
☐		二輪小型自動車 (250cc超)の所有者		県内:奈良運輸支局ヘルプデスク(大和郡山市額田部北町981-2) 県外:転出先管轄の陸運支局へお問い合わせください。		
☐		軽自動車 (軽三輪・軽四輪) の所有者		県内:奈良県軽自動車検査協会(大和郡山市額田部北町980-3) 県外:転出先管轄の軽自動車検査協会にお問い合わせください。		軽自動車検査協会(県内) 奈良県軽自動車検査協会 TEL:050-3816-1845
☐	上 下 水 道	上下水道引落し口座 名義変更希望者	料 金 引 落 し 口 座 変 更 の 手 続 き	☐ 詳しくは磯城郡水道企業団までお問い合わせ下さい。	※手続きが必要な場合があります。 お電話にてご確認下さい。	磯城郡水道企業団 田原本町西竹田280 TEL:0744-32-2516
☐	防 災 無 線	防 災 無 線 の 貸 与 者	防 災 無 線 の 返 却	防災無線の貸与者が転出される場合は、 ☐ 防災無線 ☐ 転出届時に住民保険課で受け取った異動通知 (※ 詳しくは担当課まで)		総 務 課 (庁 舎 2 階) TEL : 44-2211
☐	町 営 住 宅	町営住宅入居者	退 居 手 続 き			まちマネジメント 課 (庁 舎 2 階) TEL:44-2679